

鳥取県告示第 319 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 6 月 8 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成 20 年 4 月 8 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 地域スポーツ推進協会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

飯塚 淳

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市田島 659

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、主に公立幼児施設へのスポーツ教育・講師派遣を主軸とし、幼児・青少年及び障害者までを対象にした、スポーツの啓発・普及活動を行い、精神の高揚と健康の増進並びに体力の向上を目指すとともに、スポーツ指導者の育成事業を促進することにより、地域社会全体の発展に寄与することを目的とします。